

## 委託契約書（案）

委託業務名 ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボン  
アワード2026に係る表彰式運営等業務

委託料の額 金\_\_\_\_\_円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金\_\_\_\_\_円)

契約保証金 金\_\_\_\_\_円（又は免除）

委託の期間 着 手 契約日  
履行期限 令和9年3月31日

上記の業務委託について、委託者 福島県 を甲とし、受託者\_\_\_\_\_を乙として、  
次の各条項により委託契約を締結する。

### （業務委託の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」とい  
う。）に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の業務委託を完了する  
ものとする。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項であっても、業務委託の実施に必要な事項であり、  
かつ、軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

### （契約保証金）

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しな  
ければならない。
- 2 前項及び第3項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第  
229条第1項各号いずれかの規定により契約保証金を免除した場合は適用しない。
- 3 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の5に達する  
まで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求するこ  
とができる。
- 4 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

### （委託処理状況の報告等）

- 第3条 甲は必要と認めるときは、乙に対して業務委託の処理状況につき調査し、又は報告  
を求めることができる。

### （業務委託の内容の変更）

- 第4条 甲は、必要と認めるときは業務委託の内容を変更し、又は一時中止させることがで  
きる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協  
議して書面によりこれを定める。

(乙の請求による履行期限の延長等)

第5条 乙の責めに帰すべき事由により期限内に業務委託を完了する見込がないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲の履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲が期限後相当の期限内に業務委託が完了する見込みがあると認めたときは、甲は、乙から遅延日数1日につき、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を徴収することを条件として当該期限を延長することができる。

(損害負担)

第6条 業務委託の実施に関し発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なく仕様書に掲げる提出書類を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の書類を受理したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 前号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって、契約の目的を達することができないと甲が認める場合。

(契約が解除された場合等の違約金)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1に相当する金額を請求することができる。また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす

ものとする。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 5 条の規定に基づく委託期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の委託期間が満了する日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

#### （一括再委託等の禁止）

第 11 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### （権利義務の譲渡等の禁止）

第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

#### （談合による損害賠償）

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 14 条 乙は、業務委託上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（補則）

第 16 条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（契約に係る紛争の解決方法）

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 8 年      月      日

甲      福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
         福島県  
         福島県知事   内堀   雅雄

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

**ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及び  
ふくしまゼロカーボンアワード２０２６に係る表彰式運営等業務  
委託仕様書**

本仕様書は、ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンアワード２０２６に係る表彰式運営等業務委託に適用する。

**１ 業務委託の名称**

ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンアワード  
２０２６に係る表彰式運営等業務

**２ 業務の目的**

福島県２０５０年カーボンニュートラル実現に向けて、県民、民間団体、事業者、行政等がオール福島で連携して取り組むことを目的として設置する「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」の総会を開催するとともに、福島県内で率先して気候変動対策に取り組んでいるモデル的な保育施設、学校、事業所（以下「学校等」という。）を表彰し、こうした学校等をけん引役として、県内すべての学校等における気候変動対策の取組の推進を図るため、「ふくしまゼロカーボンアワード２０２６」事業（別紙）を実施するにあたり、その運営等に係る業務を委託する。

**３ 業務委託期間**

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

**４ 業務委託内容**

業務委託の内容は次のとおりとし、業務の運営にあたっては、福島県（以下「県」という。）と受託者が協議して行うものとする。

**（１）ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会の運営等に関する業務**

受託者は、県が１２月（平日のうち半日程度、時間帯は午後を想定している）に福島市内で開催するふくしまカーボンニュートラル実現会議総会（以下「総会」という。）について、以下の業務を実施する。

なお、総会については（２）エに示す「ふくしまゼロカーボンアワード２０２６」事業所版表彰式と合わせて開催するものとし、詳細については県と受託者で協議することとする。

**ア 総会事前準備の業務**

- ・会場の手配（福島市内、300名程度を収容できる会場とすること。会場設営のため、前日午後から会場を確保するものとする）
- ・当日出席者控え室の手配（会場内、3部屋程度）
- ・運営マニュアルの作成（進行台本、会場レイアウト、当日運営スタッフの配置、緊急時の対応計画等も記載すること。）



- ・会場スクリーンへ投影するタイトル等の作成
- ・音響機材（オペレーターを含む）、プロジェクター（会場の広さを考慮した十分な光量のもの、登壇者の妨げとならない位置に設置できる架台を含む）、スクリーン、PC、ステージ台（ジョーゼット幕、ケコミ幕含む）、その他総会の運営に必要な備品の手配
- ・司会者の手配（150,000 円程度を想定）
- ・写真撮影業者の手配
- ・講師用の飲料・茶菓子の手配
- ・その他、総会の準備にあたって必要な業務

#### イ 総会当日の全体運営

受託者は、総会の全体運営に係る以下の業務を行う。なお、受託者側の当日スタッフは「ふくしまゼロカーボンアワード2026」事業所版表彰式に係る運営も含め10名程度を想定している。

- ・会場設営・撤去
- ・総会の全体運営に係る進行管理
- ・会場受付
- ・出席者の案内、誘導
- ・控室の管理
- ・総会の司会進行
- ・総会の動画・写真撮影
- ・その他、総会の全体運営にあたって必要な業務

### （2）ふくしまゼロカーボンアワード2026表彰式運営等に関する業務

#### ア 学校版審査会に関する業務

受託者は、審査会に出席した外部審査委員（3名、県が選定）の旅費・謝金の確認を行い、委員に対し、旅費・謝金を支払う（謝金は9,200円程度）。また、当該支払いを証する書類として、受給者本人の記名又は捺印のある領収書等を徴収し、実績報告時に提出すること。

#### イ 事業所版審査会に関する業務

受託者は、審査会に出席した外部審査委員（6名、県が選定）の旅費・謝金の確認を行い、委員に対し、旅費・謝金を支払う（謝金は9,200円程度）。また、当該支払いを証する書類として、受給者本人の記名又は捺印のある領収書等を徴収し、実績報告時に提出すること。

#### ウ 学校版表彰式に関する業務

受託者は、県が福島市内で開催するふくしまゼロカーボンアワード2026（学校版）に係る表彰式について、以下の業務を実施する。

なお、会場（福島県自治会館を想定）の手配は県で行うものとする。

#### (ア) 表彰式の準備

- ・ 表彰状の準備（A 3 サイズ、8 枚を想定。表彰名及び表彰団体名は筆耕とし、公印は県で押印する。なお、賞状用筒（8 本）等の準備も含む。）
- ・ 副賞の準備（1 個あたり 7,000 円程度（8 団体分を想定）とし、内容については県と協議のうえ決定するものとする。）
- ・ 運営マニュアルの作成（進行台本、会場レイアウト、当日運営スタッフの配置、緊急時の対応計画等も記載すること）
- ・ 音響機材（オペレーターを含む）、モニター（1 台、55 インチ）、その他表彰式の運営に必要な備品（式典花、リボン胸章、広蓋、白手袋、筆記具など）の手配
- ・ タイトル看板の手配（吊り下げタイプ、縦 600mm×横 5,400mm 程度を想定）
- ・ 司会者の手配（150,000 円程度を想定）
- ・ 写真撮影業者の手配
- ・ その他、表彰式の準備にあたって必要な業務

#### (イ) 表彰式当日の全体運営

受託者は、表彰式の全体運営に係る以下の業務を行う。なお、受託者側の当日スタッフは 10 名程度を想定している。

- ・ 会場設営及び撤去
- ・ 当日受賞者との流れ確認
- ・ 表彰式の全体運営に係る進行管理
- ・ 表彰式出席者等の案内・誘導（控室の管理も含む）
- ・ 会場受付
- ・ 表彰式の動画・写真撮影
- ・ 表彰式の司会進行
- ・ 審査委員（3 名を想定）への旅費・謝金の支払い（謝金は 9,200 円程度）
- ・ 受賞者への旅費支払い
- ・ その他、表彰式の全体運営にあたって必要な業務

※ 旅費・謝金の支払いにあたっては、当該支払いを証する書類として、受給者本人の記名又は捺印のある領収書等を徴収し、実績報告時に提出すること。

#### エ 事業所版表彰式に関する業務

受託者は、事業所版表彰式に係る以下の業務を行うものとする。

なお、表彰式については（1）に示す総会と合わせて開催するものとし、詳細については県と受託者で協議することとする。

#### (ア) 表彰式の準備

受託者は、表彰式の準備に係る以下の業務を行う。

- ・ 表彰状の準備（A 3 サイズ、6 枚を想定。表彰名及び表彰団体名は筆耕とし、

公印は県で押印する。なお、賞状用筒（６本）等の準備も含む。）

- ・ 副賞の準備（１個あたり 7,000 円程度（６事業所分を想定）とし、内容については県と協議のうえ決定するものとする。）
- ・ 運営マニュアルの作成、音響機材等、司会者、写真撮影業者については、（１）アの内容に合わせ行うものとする
- ・ スクリーン投影用タイトル画像の作成
- ・ その他表彰式の運営に必要な備品の手配
- ・ その他、表彰式の準備にあたって必要な業務

#### **（イ）表彰式当日の全体運営**

受託者は、表彰式の全体運営に係る以下の業務を行う。なお、受託者側の当日スタッフは総会の運営を含め 10 名程度を想定している。

- ・ 表彰式の全体運営に係る進行管理
- ・ 当日受賞者との流れ確認
- ・ 表彰式出席者等の案内・誘導
- ・ 表彰式の動画・写真撮影
- ・ 表彰式の司会進行
- ・ 受賞者への旅費支払い
- ・ その他、表彰式の全体運営にあたって必要な業務

※ 旅費・謝金の支払いにあたっては、当該支払いを証する書類として、受給者本人の記名又は捺印のある領収書等を徴収し、実績報告時に提出すること。

### **５ 提出書類**

受託者は、以下の書類を県に提出するものとする。

#### **（１）業務着手届（第１号様式）**

業務着手後、７日以内に提出すること。

#### **（２）業務完了届（第２号様式）**

業務完了後、速やかに提出すること。

#### **（３）事業実績報告書（第３号様式）**

業務完了届提出日から起算して３０日を経過した日又は令和９年３月３１日（水）いずれか早い日までに提出すること。

### **６ 留意事項**

- （１）本業務の受託者は、業務の実施に当たり県と十分な調整を行うこと。
- （２）委託業務の実施に当たって、この仕様書の定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。
- （３）本業務の実施に係る全ての作業について、安全確保に万全の体制を整えること。

- (4) 事業実施にあたり、その他必要な業務の一切を行うこと。
- (5) 事業実施の結果、本仕様書に掲げた数量と異なる項目等が発生した場合、委託契約書第4条の規定により、変更契約を締結すること。

(別紙)

## ふくしまゼロカーボンアワード2026

### 1 目的

福島県2050年カーボンニュートラル実現に向けて、福島県内で率先して気候変動対策に取り組んでいるモデル的な保育施設、学校、事業所（以下「学校等」という。）を表彰し、こうした学校等をけん引役として、県内すべての学校等における気候変動対策の取組の推進を図る。

### 2 表彰の種類

- ・ふくしまゼロカーボンアワード2026（学校版）
- ・ふくしまゼロカーボンアワード2026（事業所版）

### 3 制度概要

下表のとおり。

表 ふくしまゼロカーボンアワード2026 概要

|         | 学校版                                                                                   | 事業所版                                                                                |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象     | 県内の保育施設・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校・高等専門学校、専修学校、各種学校                               | 県内の事業所                                                                              |
| 表彰対象の取組 | 先進性、継続性などに優れた他のモデルとなる取組                                                               |                                                                                     |
| 募集期間    | 令和8年6月1日～9月18日                                                                        | 令和8年6月1日～7月31日                                                                      |
| 表彰部門    | ○最優秀賞 4校<br>（保育施設・幼稚園、小、中、高 各1）<br>○優秀賞 4校<br>（ 同 各1）<br>※ただし、上記以外の賞を設けることを妨げないものとする。 | ○最優秀賞 3事業所<br>（産業、運輸、民生 各1）<br>○優秀賞 3事業所<br>（ 同 各1）<br>※ただし、上記以外の賞を設けることを妨げないものとする。 |
| 受賞者の選定  | ○ 審査会において各賞の受賞者を選定<br>○ 応募者多数の場合には、事前審査を行う                                            | ○ 審査会において各賞の受賞者を選定<br>○ 応募者多数の場合には、事前審査を行う                                          |
| 表彰式     | ○ 最優秀賞及び優秀賞受賞者を表彰                                                                     | ○ 最優秀賞及び優秀賞受賞者を表彰<br>※ ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会と同日開催予定                                  |
| 副 賞     | 1個あたり7,000円程度とし、内容については県と協議のうえ決定する。                                                   | 1個あたり7,000円程度とし、内容については県と協議のうえ決定する。                                                 |

#### 4 審査会について

##### (1) 学校版

###### ア 日程

令和8年10～11月頃

###### イ 場所

県が指定する会議室（県庁内会議室を想定）

###### ウ 審査員

5名（審査委員長1名、審査委員4名（外部有識者3名））

###### エ 審査方法

応募書類を用いた書面審査

###### オ 審査数

40校程度

##### (2) 事業所版

###### ア 日程

令和8年9～10月頃

###### イ 場所

県が指定する会議室（県庁内会議室を想定）

###### ウ 審査員

7名（審査委員長1名、審査委員6名（外部有識者6名））

###### エ 審査方法

応募書類を用いた書面審査

###### オ 審査数

30事業所程度

#### 5 表彰式について

##### (1) 学校版

###### ア 日程

受賞者の選定状況等により県が指定する日（令和9年1月頃を想定）

###### イ 場所

福島市内

###### ウ 表彰式出席者

8校（最優秀賞、優秀賞の教師及び園児・児童・生徒 各3～4名程度）

###### エ 概要

表彰式は以下の流れで行うことを想定する。なお、表彰式は一般傍聴も可能とする。

- ① 開会挨拶（福島県知事）
- ② 審査員講評
- ③ 表彰状授与
- ④ 写真撮影（個別）
- ⑤ 取組発表（最優秀賞受賞校 4校）

⑥ 記念撮影（全体）

⑦ 閉会

**（２）事業所版**

**ア 日程**

受賞者の選定状況等により県が指定する日（１２月頃を想定）

※ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会と同日開催予定

**イ 場所**

福島市内

**ウ 表彰式出席者**

６事業所（最優秀賞、優秀賞の事業所職員等 各２～３名程度）

**エ 概要**

表彰式は以下の流れで行うことを想定する。なお、表彰式はふくしまカーボンニュートラル実現会議総会と併せて開催することを想定している。

① 開会

② 表彰状授与

③ 写真撮影（個別）

④ 取組発表（最優秀賞受賞事業所 ３者）

⑤ 記念撮影（全体）

⑥ 審査員講評

⑦ 閉会

第1号様式（仕様書5（1）関係）

## 業務着手届

令和      年      月      日

福島県知事    様

受託者    住所  
          名称  
          代表者

令和    年    月    日付で締結した下記業務委託は、令和    年    月    日付で着手しましたので届け  
出ます。

### 記

- 1    業    務    名      ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンア  
                                ード2026に係る表彰式運営等業務委託
- 2    委託料の額      金                                  円
- 3    委    託    期    間      着    手      令和      年      月      日  
                                履行期限      令和    9年    3月31日
- 4    本件責任者及び担当者  
          責任者氏名  
          担当者氏名  
          連    絡    先



## 業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住 所  
名 称  
代表者

ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンアワード2026に係る表彰式運営等業務の実績について、下記のとおり完了しましたので報告します。

### 記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 事業着手年月日 令和 年 月 日
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 4 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連 絡 先

## 事業実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住 所  
名 称  
代表者

ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンアワード2026に係る表彰式運営等業務の実績について、下記のとおり報告します。

### 記

1 事業実施期間 契約日から令和 年 月 日まで

2 事業実施内容

3 添付資料

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連 絡 先